

# 「安楽死」を語るのは誰の言葉か

——六〇年代における在宅障害者の〈生命〉観

荒井裕樹

はじめに

一九七〇年代から本格化する日本の障害者運動において、「日本脳性マヒ者協会青い芝の会」、中でも神奈川県連合会（以下、「青い芝」と記す場合、神奈川県連合会を示す）の運動が重要な契機をなしたことについては、ほぼ定説となりつつある。<sup>(1)</sup>甚だ乱暴な言い方ではあるが、あえて簡略化すれば、「青い芝」が提起したのは、障害者が障害者としての立場から他ならぬ自分自身の思考を持つこと、つまり障害者の主体性をいかに確立するかという問題であったと言えるだろう。<sup>(2)</sup>

その「青い芝」の先鋭的な主張の一つに、家族からの脱却を唱えたことが挙げられる。同会は、それまで障害者の庇護者として神聖視されていた家族を、障害者の主体性確立を阻害する象徴的な障壁としたのである。<sup>(3)</sup>例えば「青い芝」の運動家であった横田弘は、重度障害を持つ立場から、自身の在宅時代を次のように振り返っている。

困弊まじしいの中に入ることを望みながらそれを拒絶される悲しさ、これは脳性マヒ者なら誰でも持っている体験だ。そしてそういうことの繰り返しによって、いつの間にか疎外される自分が当然だという考えに墮ちてしまう。自らを「本来、在ってはならない存在」と規定してしまう。／「障害者」運動のむずかしさは、この障害者自身もっている「本来、在ってはならない存在」という規定をいかに克服するかという一点にかかっていると私は思う。<sup>(4)</sup>

障害者にとって家族からの疎外は、最も原初的な抑圧体験として心の内に沈潜し、否定的な自己像を形成していくことになる。正確には、家族とは親密であるべき共同体であるという規範意識が作用するからこそ、ここでの疎外がより強く障害者の内面に働きかけるのであろう。ただし重要なのは、「青い芝」の運動が、自身が抑圧される存在とされていることを単純に拒絶するのではなく、むしろ真正面から受け止めることを通じて自己肯定への道を探っていったという点である。

後の障害者運動に多大な影響を与えた左の行動綱領(5)にも見られる通り、「青い芝」の運動家たちは、自分たちが「本来あつてはならない存在」とされていることを認識し、問い詰めることに、生存権を獲得する闘争の基点を据えたのである。

一、われらは自らがCP者である事を自覚する。／われらは、現代社会にあつて「本来あつてはならない存在」とされつつある自らの位置を認識し、そこに一切の運動の原点をおかなければならないと信じ、且、行動する。(第一条)

一見、過激“とも映るこの主張は、障害者の自己認識が自己否定の連続であり、その結果、障害者としての自己同一性が空洞化してきたことに対する危機感の裏返しでもあった。同綱領を手がけ、現在では障害者運動における「伝説の人」<sup>(6)</sup>とさえ評される横田弘に関しては、同じく「青い芝」の横塚晃一に比してやや検討が立ち遅れている観があるが、この人物が抱えた可能性を探ることも、本論の目するところの一つとなるであろう。<sup>(7)</sup>

近年では「青い芝」の運動と思想が再評価されつつあるが、重要なのは、彼らの“過激“な言動そのものから分析を始めるのではなく、その“過激“さを必要とするに至った個々人の変遷にも眼を向け、当時の障害者が直面していた抑圧下での心の様相をも含めた検討を進めることではないだろうか。特に「青い芝」の運動が、抑圧され続けた障害者が生きることそのものに主体性を取り戻すための闘いであつたとすれば、自己や主体性といった他者との関係性のもとに形成される内面領域に関して、当時の在宅障害者がいかなる囚われの状態に置かれていたのかを明らかにすることも必要であろう。

そこで本論は、七〇年代障害者運動の前史とも言うべき六〇年代に注目し、在宅障害者が家族との同居生活において感じる精神的な苦痛を、いかに言語によって表現するのか、また逆に表現された言語から、そこにかかる家族からの抑圧が加えられているのかを考察するものである。具体的には、「安楽死」に対する意思決定という問題に関して、家族という存在が、いかに障害者の内面に作用していたのかについて考察する。

そのための分析対象として、ここでは身体障害者文芸同人誌『しののめ』を採り上げたい。同誌は障害者自身による文芸誌として、四七年の創刊以来実に六〇年に渡り、障害者が日常的に直面する苦悩を文学・評論・随筆などによって書き留めてきた資料である。同誌を通じて、六〇年代当時の在宅障害者の少なからぬ人々が直面していたであろう——そして、後に「青い芝」を生み出す土壌ともなつたであろう——〈生命〉観の地平

を明らかにしたい。

## 一 文芸同人誌『しののめ』の意義

まずは文芸同人誌『しののめ』について紹介しておこう。同誌は一九四七年五月、日本初の公立肢体不自由児学校「東京市立光明学校」（現・都立光明養護学校）研究科生徒の手により、学内誌『うなばら』を継承する形で創刊された。同人の多くは光明学校関係者で、東京近郊在住の比較的重度の脳性麻痺者であり、中でも創刊当時から主宰者として中核を担ってきたのが花田春兆（本名Ⅱ政国、作家・俳人・国際障害者年推進日本協議会副代表・内閣府障害者施策推進本部参与）であった。

手書きの廻覧誌として出発した『しののめ』は、二一九号（五五年七月）からガリ版刷となり、更に四〇号（六〇年四月）からタイプ印刷へと発展する。同人層も、五〇年代後半から主に六〇年代後半にかけて光明学校関係者以外にも広がりを見せ、特に在宅障害者を中心に、障害の種別を超えて全国各地にその輪を広げていった。同人誌という形態上、その規模は決して大きくないものの、『しののめ』が在宅障害者を中心に同人を獲得していったことは重要である。現在ほど障害者の社会参加が進んでいなかった当時、在宅障害者を中心に同人される世界は極めて限定されたものであった。日常生活の多くで家族の手を借りなければならず、プライバシーも保障されにくい境遇にいる人々にとっては、家族という閉じられた関係性が世界の全てになりかねない。そのような環境下においては、障害者が家族の利害関係に左右されない意識を持つことは難しい。

それまで自宅の奥に押し込められ、個々に散在してきた障害者たちが、同誌を通じて結びつき、心理的な連帯感と、家族以外への帰属意識を得たことの意味は極めて大きい。同人たちは日々直面する心の痛みを同誌に託し、また同じような境遇にある同人の文章に触発されながら、雑誌と会合を通じて、感情を表現し合える仲

問たちを獲得していった。それは同時に、家族に回収されない心の私的領域を模索する試みでもあったと言えるだろう。

その『しののめ』が六〇年代に同人を拡大していく過程は、高度経済成長以降の日本の社会構造が、核家族化・都市部への人口移入・出生率低下・地域共同体の崩壊などにより、その姿を大きく変えていく過程と軌を一にする。いわば家族という共同体が、他者との関係性から切り離された個別的（孤的）な存在として閉塞し、その許容力を急速に失いつつあった時代と重なるのである。六〇年代以降、各種障害者及び難病患者の親の会が相次いで誕生し、障害者を抱える家庭が極限的な疲弊状態にあること、また障害者を恒久的に受け入れる収容施設が必要であることを訴えたのは、その許容力の喪失と密接な関係にあるだろう。このような時期に『しののめ』は、高まる家族の閉塞感の隙間を縫うように、在宅障害者が感情を表現し得る場として浸透していったのである。

また五七年一月には、同人の中から山北厚ら三名が、『しののめ』の理論を実践するために、前出の「青い芝の会」を結成している。同会は複雑な変遷過程を経て、後に七〇年代の障害者運動を牽引する全国組織「全国青い芝の会連合会」（七三年九月）へと発展していくことになる。<sup>(9)</sup>中でも前掲の神奈川県連合会は、組織の全国化に重要な役割を果たしたが、同会に深く関った横田弘・横塚晃一・大仏空といった人物達も、六〇年代には『しののめ』と頻繁に接触している（横田は正式な同人）。また「国立身体障害者センター闘争」（六二年）の二日市安（後藤安彦）や、「障害者の生活保障を要求する連絡会議」（「障害連」、七五年結成）の宮尾修らも参加しており、この時期の『しののめ』は、いわば七〇年代に花開く障害者運動の人的交流と思想形成の貴重な場となっていたことが伺える。

『しののめ』の意義については、また改めて論じることとして、<sup>(10)</sup>ここでは同誌が以下の三点において貴重な

存在であることを確認するに留め、先に進むことにしたい。すなわち、①五〇～六〇年代の在宅障害者が、同人雑誌を媒介に自己表現し得る場を獲得していった経緯を知る貴重な事例として。②その自己表現の中にかくなる屈折や葛藤が織り込まれているのか、障害者の表現史を辿れる資料として。③七〇年代に花開く障害者運動の土台形成の場として、の三点である。

さて、その『しののめ』は四七号（六二年四月）において、特に注目すべき特集号「安楽死をめぐって」を刊行している。同特集号は六二年という極めて早い段階で、しかも障害者自身が「安楽死」に対して是非を問い、その発言を記録した資料として極めて興味深い（以下、文献引用に際して「」は同特集号の頁数を示す）。

## 一一 「安楽死」を問う声は誰のものか

特集号「安楽死をめぐって」は、外部識者と同人達との往復書簡・外部者へのアンケート・評論・エッセイ等で構成され、寄稿者は計三八名、特集総頁五一頁に亘る。また翌四八号（六二年九月）では、同特集の反響小特集が組まれている。特にアンケートでは、しののめ編集部から、「不治永患者」を「たゞ一生を生きたい人形として保存しておくことが、はたして本当の人道主義といえるのでしょうか」（三六頁）というきわどい質問が投げかけられ、医師・評論家・母親・大学教授・養護学校教員・司法官など計一七名が「安楽死」への意見を寄せている（中一名は四八号に掲載。内訳は、条件付賛成〓三名、反対〓二名、保留〓二名）。何故に同特集が外部者との対話形式を採ったのかという点について、編集長であった花田春兆はその意図したところを「拡がりを持つ問題だということを、スムーズに感じさせるために、周囲の人々と私たちとの往復書簡というカタチで、主題を展開させる方法をとった」と述べている<sup>〔1〕</sup>。

この特集号は、「安楽死」を採り上げた議論としても、かなり早い時期のものとして注目し得る。六〇年代

初頭は、重度障害者の生命を一定のもとに線引きする議論が社会的な関心を得た時期であった。特にベルギーで、サリドマイド児を殺害した母親・医師・家族らに対し無罪の評決が下った報道は、日本でも大々的に採り上げられ反響を巻き起こし、直後に日本の司法の現場でも「安楽死六要件」（名古屋高裁山内判決・六二年一月）が示されたこともあって、ジャーナリズムの世界で「安楽死」問題は重度障害児の殺害と関連付けて議論されたのである。<sup>12)</sup>

このような時期に、花田が特集「安楽死をめぐって」を企画した動機を探るに、次の三点が挙げられる。一つは、障害者の生命に対し非寛容的に硬化しつつある社会情勢への警戒として。具体的には、イギリスで重度心身障害児に対し、法的に「安楽死」を適用することを提案した市会議員ウォルター・ディングリーの発言に関する報道が挙げられる。<sup>13)</sup> 社会保障先進国として「羨望的であったイギリス」でこのような事態が進んでいることに、しこのめ同人達は少なからぬ衝撃を受けたようである。特に花田は、社会保障の貧弱な日本において「死、というより殺されるより現実へと追いつめられていく思い」を抱くと同時に、「ほかの身障団体では不向きな問題としてタブーにするだろうからこそ、文学的な『しのめ』で問いかけなければならぬ」と決意した旨を述べている。<sup>14)</sup>

また一つは、障害者自身が「安楽死」について議論することが、極めて現実的な問題であることを伝えるためである。特集の前年、シナリオ・ライター（15）の松山善三が花田のもとを訪れ、「しのめ」でしばしば「安楽死」が議論されている旨を報じている。その取材の場で、松山は花田に「そうした論議に時を費すのも、つまりあなた達が実際の社会に触れていないということの証しにもなりますね」（四頁）という主旨の言葉を述べたという。花田は小林提樹（医師・島田養育園長）との往復書簡（「現代のヒルコ達」一〇九頁）の中でこのことに触れ、障害児と家族を取巻く深刻な状況（絶対的な施設不足、貧弱な社会保障からくる経済負担、深刻

な予算・人手の不足)のもとで、「産院に置き去りにされて引取人もない」障害児たちがいる以上、「安楽死」という問題は、単に私たちの観念や会話の中にあるのではなく、もつと切実で厳しい具体的な現実の中にあるのだと断定出来るのではないでしようか」〔六頁〕と述べている。

そしてもう一つが、障害者の「安楽死」を議論する声が、障害者の外側ばかり発せられていることへの抗議として。花田は前出ディンググリー市会議員の発言も、それを批判した英国の人々も、当時日本で放映された障害児の「安楽死」を主題としたラジオドラマやテレビドラマを構成した作者達も「すべては健康な社会人だった」のであり、「論議された声として提出されていないのはむしろ障害者の側の声ではないでしようか」、「この論争は外側でこそ火花を散らしていたのです」〔五頁〕と述べている。

これらの花田の発言から見て、同特集の動機には、「安楽死」の名のもとに障害児(者)が殺されていく現状に対し、障害児(者)自身が発言権を与えられるべきであり、その声がいかに苛酷な現実から発せられているかを訴えることにあると言えらるだろう。しかし後述するように、その言葉は決して単純な「安楽死」反対論ではない。むしろ「安楽死」という思想的難問において、障害者が自身の声を発することの難しさを逆説的に証明してさえいるのである。

### 三 「安楽死」は「本人の幸福」

では、ここで同特集号の内容を概観しておこう。まず全体的な傾向として興味深いのは、障害者である同人と、「健康な社会人」である外部者との間では、「安楽死」を巡って決定的な温度差があるという点である。同人たちは「安楽死」を必ずしも否定してはおらず、むしろ一見すると肯定的とさえ思われる意見を寄せている事例なども見られる。それらの多くは、貧弱な社会保障制度のもと、日常的に直面している苦悩を表明し、現



実に救いのない人生を送るのであれば、「安楽死」も是認するという態度を見せている。

対して外部者は概ね反対で、たとえ必要悪として是認する場合にも、慎重な条件が付されている。その際、「安楽死」は人権や生命の尊厳を守る立場から認められるべきではなく、その前に社会保障の充実が優先課題であると主張される場合が多い。例えば小林提樹は「安楽死というものは、人権尊重の立場から許されるべきものではないと考えます」(九頁)と述べ、白石凡は「社会福祉の仕事が、まだまだゆきとどいていないのは、人々の心の中に、例えばシユバイツア博士の「生への畏敬」エルフルヒト・フォル・テム・レーベンが強く働いていないからで、安楽死や自殺を許さぬ考えも、この生きとし生けるものの命の尊厳が、その基底になつてはいるはずですが、まだまだ全生活の力となるまでゆきわたつてはいません」(二二頁)と述べている。

しかしながら「安楽死」という言葉の内実から見ると、同特集では必ずしも一般的な法解釈の意味(死期の近い末期患者に対する苦痛緩和を目的とした処置)として用いられているわけではない。むしろ寄稿者の間で「安楽死」に対する認識が微妙に異なり、また主張も多岐に亘るため、統一的な像を結びにくいのが実情である。例えばある脳性麻痺の女性同人は、障害による不自由さと「言語動作に伴なう美的感覚からの劣等意識」を動機として、障害故に自力では自殺という「能動的な死」を得られない障害者が、他者の手を借りて「他動的な死」を遂げることを「安楽死」と捉え、それを肯定している。<sup>(16)</sup>

この点を鑑みるに、同特集は法解釈上の「安楽死」を問うた場としてではなく、また同人が結束して「安楽死」に対する統一的なメッセージを発するわけでもなく、むしろ障害者各々が抱く「安楽死」の像をぶつけ合い、それがいかに切実な問題であるかを訴えた場として読む方が適切であろう。その意味で、この時期の障害者たちが「安楽死」という言葉にいかなる像を見出し、いかなる感情を抱いたのかを知る上でも、この特集号は極めて貴重な資料であると思われる。

さて、ここで注目しておきたいのは、同人の発言の中には、「安楽死」が「本人の幸福」を慮った選択肢の一つである、という主張が見られるという点である。この場合の「安楽死」は、「不治永患者」に対して「安楽」に「死」を与えることではなく、むしろ障害の苦悩から脱して「安楽」を得るための「死」として認識されており、「安楽死」が「本人の幸福」を尊重したものであるとさえ考えられている。右に挙げた女性同人の発言に加え、例えば以下のような発言などが見られる。

安楽死の実行は、本人の幸福を第一に考えるのが当然で、他の理由では絶体ツェツタイに許せない事ですが安楽死を重障者の立場で考えても肯定しないではいられないのです。(一一頁)

人間は誰もが一度は死ななければならぬのです。早晚訪れる死であれば時には本人の幸福のために死期を早めても、それ程に悪い事だとは思えないのです。(一二頁)

私は現在実行されている妊娠中絶が母体の保護と親の経済状態によつて許されている以上は、安楽死も認めるべきで、同じ合法的殺人でも安楽死の方が本人の幸福を重視しているだけ罪が軽いと考えています。(一三頁)

この言葉を記したのは、筆名で「正木恒子」と名乗る同人で、日頃親しくしている障害児の母親と公開往復書簡を交している(「母と子の立場から」九一―一六頁)。文面から、正木は生後直ぐに小児麻痺となり、「足は完全に、手は九分通り駄目」という重度障害を持つ在宅障害者であることが分る。この正木は、同特集号の中

では最も「安楽死」肯定に近い立場をとっている一人であるが、その言葉は複雑な屈折と葛藤を孕んでいる。例えば正木は、重度障害者に対する「安楽死」を肯定せざるを得ない心理を次のように述べている。

健全者は障害者の不自由さを知らない。「たとえ身体は不自由でも心の持ち方で健全者より幸福になれる」という人がありますけれど、それは理屈だけの言葉で怒りすら感じます。吾々の不自由さは理屈や心の持ち方で解決することではないのですからね、憲法二十五条を持ち出すまでもなく、人間として生きて行く最低の条件は、自分の周辺雑事が出来る事であり、自分の生活費を自分で得る事だ、と考えて居りますので、この両方ともに満たされない各種の重障害者や白痴状態の人々には、正直に云つて、人の情に頼つて生かされている日々しかなく、人の情に頼りたくない、と思えば自殺するより仕方のない人生でも、やはり生きている方が幸福でしょうか、私は強い疑問を感じないでは居られないのです。（一〇頁）（傍線は引用者による。以下の場合も同様。）

特に傍線部に着目したい。ここで正木は〈すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する〉という、いわゆる生存権の根拠たる「憲法二十五条」を独自に解釈してみせる。すなわち〈健康で文化的な最低限度の生活を営む〉ことを、「自分の周辺雑事が出来る事」「自分の生活費を自分で得る事」と同義のものと認識し、これらを満たすことこそが「人間」としての〈権利〉を有する「条件」であると解釈しているのである。しかも正木は、結果的に自身を「人間」の「条件」から排除するこのような考えを、自分自身の意見として表明し、奇妙な形で自己主張して見せているのである。

他者からの「理屈だけの言葉」に反発する感情は、この人物が日々直面する深刻な現実に起因するものであ

ろう。しかしむしろここで注目したいのは、その安易な同情論に反発する言葉が、結果的に自分自身を「人間」の「条件」から疎外していくという、自虐的に屈折した自己表現の回路を辿っているという点である。

正木恒子という障害者をして「安楽死」肯定を語らしめる言葉は、いかなる回路のもとに、いかなる主張を潜在させながら発せられているのであろうか。この問いを解くことを念頭に、以下この人物の言葉を詳しく検討して行こう。

#### 四 家族が〈自立〉を可視化する

正木恒子の書簡は、当時の在宅障害者たちが直面していた閉塞状況を、障害者の視点から克明に描き出していて興味深い。その正木が特に苦悩の要因として挙げるのは、以下の四点である。

①自身の所得を持たないことに対する苦悩。これは所得の獲得と親からの世帯分離こそが〈自立〉であるとする価値観から生じたものであることは見やすい。

思考力を持った人間であれば、働らきたい、と思わない者はなく各自各様に不自由な手足を酷使して、何か収入に直結した仕事をと哀しいまでに努力するのですが、曲りなりに何かを作れても、収入になるだけの早さもなく、結局は過労になつて仆れる結果しか、多くの場合得られないのです。(二一頁)

自分の収入を持ち得ない人生がどんなに悲惨なものか、それは手足の不自由さ以上のものがあります。生涯自立できない者に、生きる喜び、はないのです。(二二頁)

② 社会保障制度の不備からくる両親亡き後への不安。これも①の所得を持たない苦悩と密接に関係している。

安楽死を許さずに重障者を生かして置いても、親は重障者より早く死ぬ筈ですから、福祉行政が現状のままである間は、重障者たるもの常に最悪の時には自殺する覚悟を持ち乍ら暮らさねばならないのです。重障者も安楽死を考えないで生きられる社会にして頂くためには、実施願いたい政策が山積していますけれど、何よりもまず、吾々が親と死別してから、安住できる場所と生活費を確保して頂きたいのです。  
〔一二二頁〕

③ 親との同居生活から生じる精神的負担。これも①②と関連して、〈自立〉できない引け目と連動している。

親との同居さえ好まむ<sup>マユ</sup>社会事情の中に置かれている、吾々の不安は真に深刻で、日々唯諦観と忍耐と気苦労するためにだけ生かされている様な人生に疲れ果て、物心つく以前に安楽死させて欲しかつた、と思うのです。〔一二二頁〕

そして大半の問題は吾々重障者が、二十才になつても、三十才になつても父親と同居せざるを得ない運命に原因しているのです。(中略) この様に重障者には通常な親子の間には存在しない悩みも多く、すべてに無力な立場にある重障者は何事にも唯沈黙して耐えねばなりません。〔一二三頁〕

④自分の存在が、親に心理的・物理的な損害を与えることへの罪責感。なお、ここでは、父母間における性役割の問題も大いに関与している。

父親は母親より子供への愛情が薄く、終生子供への愛情を同一に保てない人が多いのです。歳月の経過と共に父親は重障児の存在が負担にのみ感じられる様になつて、何事にも重障児本位に考え、その事に集中する妻に対して身勝手な不満を持つ様になるのです。(中略)だから私は、多くの母が自分の妻としての幸福を犠牲にしていることによつて、かろうじて重障者が生かされているのだ、と思つていきます。(一二—一三頁)

重障者にとつて、自分が存在するが故に、どの様な形式にしる母が妻としての幸福を失つている姿を見ている辛さは、筆舌に尽せないものがあります。それは単純な母への同情ではなく、父への憎悪に近いものです。重障者自身を、青春も結婚も存在しない運命におきながら、その父親が不道徳行為を続けるのを黙認する悲憤がどんなに激しいものか、小母様にも御想像頂けると思います。(一二三頁)

当然ながら、右に整理した四要素は、決して個別に正木を捉えているわけではなく、それぞれが相互補完的に作用し、「安楽死」を肯定せざるを得ない心理を形成しているのである。自分の手で所得を得ることができないため親に頼らなければ生きてはいけず、かといって親の重荷となることには様々な苦痛を感じながら、その自分が存在するが故に生じている家族間の心理的軋轢が一層生きることを苦痛にする——正木が見せているのは、このような家族関係が生み出す負の連鎖であると言えるだろう。家族という共同体は、時に在宅障害者

にとつて、惨めさや苦悩という負の感情を媒介としてしか自己の存在感を認識し得ない閉鎖空間と隣り合わせなのである。

正木が苦悩を吐露する親子関係の軌轢には、④の引用にもあるように、障害者に抑圧的な家族（ここでは父親）の存在が大きく関わっている。むしろ傍線部に見られるように、ここで父親は、障害者である正木に「青春も結婚も存在しない運命」を強いる直接的な加害者としてさえ描かれている。そして正木が父親への不信任感を最も極めた箇所が以下の部分である。

本当に誠実な愛情を吾子に持ち続けている父親でも、無収入な重障者が異性の身障友人を持つ事を許さないか、黙認しても軽蔑的視線を投げる人が多く、こうした面で父への激しい不満を持っているが故に父への愛情を失つた人も居ります。この問題でも母は吾子を信じ理解を示す人が多いのに父親は他人の様に「収入もなく歩けもしない者が、一人前の異性の友人が欲しいなどは、身のほどを知らぬ、扶養されている者は、その立場らしく暮らせ」と云つた考え方を言動で示します。外出不可能な重障者に致命的なこうした父親の考えにも服従するしかなくその結果は孤独感だけが深まり、ニヒルな気持になるのは当然でしょう。（一三三頁）

注目したいのは、家族による抑圧の象徴として、父の言葉を直接話法で引用して見せる正木の態度である。この直接話法内の言葉は、正木という在宅障害者から見た父親のパターナリズムを象徴化した言葉として読むべきであろう。障害者が「異性の友人が欲しい」という希望を抱くことにさえ、父親は「収入もなく歩けない者」「扶養されている者」には僭越な行為であると「軽蔑的視線」を投げかけ、抑圧的な態度を「言動で

示」すという。それはいわば、親による〈自立／非・自立〉の可視化と内面化の機構とでも言えば良いだろう。ここで言う〈自立〉とは、父親の「収入もなく歩けもしない」という言葉が端的に象徴しているように、親からの経済的独立と日常動作の自足のことを意味している。障害者は自身が〈自立〉できない人間であることを、最も身近な家族が放った「視線」や「言動」という〈眼差し〉から察し、内面化していくのである。

「福祉国家」なるものが、逆説的に他者の手を借りなければ生きていけない人々を制度的に可視化し、またそのような人々を「低価値者」として規定していく回路を形成していくものであると同様に、<sup>(17)</sup> 障害者を抱える家族とは、障害者個々人の情緒面や感情面に、そのような価値観を深く内面化させるように働きかける制度であると言えるだろう。つまり家族という共同体は、〈自立〉を可視化すると同時に、日常的な所作や言動という〈眼差し〉によって、親の手を借りなければ生きていけない障害者たちの〈非・自立〉性をも可視化し、<sup>(18)</sup> 障害者たちに〈非・自立〉的な存在であるとの意識を内面化させる機能を果しているのである。

ここで三節の引用に立ち戻りたい。あの場で「憲法二十五条」を、「自分の身辺雑事が出来る事」「自分の生活費を自分で得る事」という「人間として生きて行く最低の条件」に変換し、自身を「人間」の「条件」から疎外していた正木の発言が、〈自立〉を経済的独立と日常動作の自足とに限定した父の言葉を、ほぼそのまま鋳直したものであったことが分るだろう。本来「憲法二十五条」の存在は、そのような父の〈眼差し〉を相対化し得る契機となるはずである。しかし正木はそれを相対化するどころか、むしろ自ら囚われていくかのようにな、〈権利〉を「条件」へと変換し、他ならぬ自分自身を「人間」の「条件」から疎外されたものとして規定してしまふのである。

そして問題なのは、このような自己規定を、正木が自分自身の意志として表明し、奇妙な形で自己の主体性を誇示していたという点なのである。ここで言う主体性の誇示とは、障害者が自分にとって「幸福」と思われ



ることを——それは他者から見ても必ずしも「幸福」とは限らない——自らの口から主張し得ることを示すこと、換言すれば、自分が自分という存在に対する決定権と、それを判断・行使し得る思惟能力を有する存在であることを主張すること、とでも言えば良いだろうか。

正木の言葉に見られるのは、自己の存在を否定されることに対する反発が、決して自己の肯定へと向うのではなく、自己の否定を通じた主体性の誇示へと繋がっていくという道筋である。そしてそれは同時に、親から抑圧を受ける在宅障害者にとって、ともすれば「安楽死」という自己否定が、逆説的に主体性を誇示し得る方法となりかねない危うさを示しているのである。

## 五 私的領域としての〈生命〉

六〇年代初頭の在宅障害者にとって、「安楽死」肯定が主体性を誇示するための一つの選択肢でさえあったという点は重ねて指摘しておきたい。あるいは「安楽死」なるものが、主体性を反映し得る可能性を内包したもものとして幻視されていたとも言えるだろう。

しかしながら、このような自己否定を通じた主体性の顕示は、もう一方で新たな〈生〉のあり方の可能性を切り拓いて行くことになる。最後にこの点を考察するために、再び四節の引用、特に点線部の父親の言葉を検討したい。

ここで障害者を〈非・自立〉的な存在として規定する父の〈眼差し〉が、同時に「異性の友人が欲しい」という、障害者の私的欲求を直接的な抑圧対象としている点に注目したい。障害者を〈非・自立〉的な存在として規定することが、ほぼ同時に障害者の私的欲求を抑圧することでもあること。このことが逆説的に、障害者にとってオルターナティブな自立のあり方の可能性を拓くことになる。つまり経済的独立と日常動作の自足と

しての〈自立〉以外の自立のあり方が、私的欲求の抑圧へのアンチテーゼという形で浮かび上がってくるのである。それが親の〈眼差し〉を相対化し得る私的領域の確立であり、更にそこから導かれる私的欲求の充足という形での自立のあり方である（事実、七〇年代以降の自立生活運動は、「特に性の問題を含めた」私的欲求の充足を一つの核として展開した側面を持つのである）<sup>20</sup>。

そしてその私的領域獲得への模索は、究極的に自己の〈生命〉を、ある特殊な形で浮かび上らせることになる。つまり抑圧体験を通じて、自己の〈生命〉が絶対的な私的領域として前景化し、自らの〈生命〉は自らの決定権下にあるという（ある意味では至極当然な）発想が芽生えてくるのである。今まで見てきた正木の言葉も、また一方で、この私的領域としての〈生命〉を担保とし、自ら破棄（＝「安楽死」）し得る権利を主張すること、家族に回収されない自己の主体性を誇示しようとした試みとして読むことも可能であろう。いわば〈生命〉が主体性を巡る闘争の場となっていたのだが、しかしそこでなされる発言が、抑圧者の〈眼差し〉の圏内を脱し切れずにいた点は右に見てきた通りである。

抑圧体験を内省することから浮かび上る〈生命〉観。これを機軸として新たな地平を模索した人物の一人として、先述の横田弘を挙げるができるだろう。当時、在宅生活をしていた横田は、『しののめ』「安楽死」特集号を読んだ感想を次号に寄せている（前掲『しののめ』四八号、六八―七〇頁）。

重度障害者に精神の昇華など望めません。／現実の日常生活でも、ボタン一つ掛けられず、毎日の生理的欲求さえ人の顔色を窺わなければ云いだせない。一片のパン、一杯の水さえ自分の意志ではどうする事もできない重度者に、なんの可能性ですか。なんの生命の価値ですか。〔六九頁〕

重度障害者に可能性は望めそうもありません。現実の生活でも、精神の方面にでも、／＼にも拘らず私は生きています。重度者の存在を否定するところと死を恐れる本能とに苦しみながら今日も生き続けています。

〔七〇頁〕

重度障害者である横田が、重度障害者の〈生命〉に関して、傍線部のように殊更にその無価値さを強調すること。この言葉が——先に正木が見せた「憲法二十五条」の独自の解釈と同様に——、他者の〈眼差し〉（ここでは「人の顔色」）を内面化したものであろうことは想像に難くない。横田の中にある「重度者の存在を否定するところ」とは、そのような〈眼差し〉に縁取られた心のことに他ならない。しかし重要なのは、その抑圧的な〈眼差し〉を内面化した果てに、「にも拘らず」生きている自分自身の〈生命〉が、「死を恐れる本能」との相克によって浮び上り、他者に干渉されない絶対的私的領域として顕在化していく道筋が開けてくるという点である。

生命の意義、それはその生命を持つ者しか窺い知る事はできません。他からみてコツケイなほど惨めな生であつても、それを第三者が云々する権利はありません。同時に生きる責任も自分が負っているのです。

〔七〇頁〕

それは自己の〈生命〉の価値を一度は零度の地平にまで落すことで、それを価値付けていた他者の〈眼差し〉をも零度にまで解除し、改めて〈生命〉を自らの手に取り戻そうとする試みであったと言えるだろう。

横田のこのような〈生命〉観は、後に茨城県で営まれた有名な自立生活コロニー「マハラバ村」（六四—六

九年)において実践されることになる。<sup>(21)</sup>例えば「マハラバ村の五戒」には、「自殺をすること(但し、未遂で終わること)」「(第三項)とあるが、横田はこの点について、先に引いた「青い芝」行動綱領と「同じ理念」であるとした上で、「生身の体で獲得した絶望の果ての己れこそ、何ものにも代えることのできない己れそのものなのである」と述べている。<sup>(22)</sup>「本来あつてはならない存在」として抑圧された重度障害者は、ともすると、自分自身が生きているというリアリティーからも疎外されかねない。<sup>(23)</sup>自己の〈生命〉を自己のものとして実感するために、横田は「絶望」という痛みを受け止め、〈生命〉の零度を通過する必要性を主張したのである。その零度の地平から新に見出された自己の〈生命〉は、その後「青い芝」による優生保護法改定反対運動・養護学校義務化反対闘争などの形を通じて、“過激”に表現・発露されることになるだろう。横田は、この“過激”な自己主張こそ障害者にとって必要であるとして、以下のように述べている。

時として、それは「障害者エゴイズム」といわれるような形態をとらなければならぬ状況もあるう。／その「障害者エゴイズム」と私たちを抹殺の対象としている「健全者エゴイズム」とのふれあい闘争こそ、私たちを自己解放へと導びく為の手段となるのだと私は信じている。<sup>(24)</sup>

ここで言われる「健全者エゴイズム」を最も障害者の身近で体现しているのが、他ならぬ親や家族なのであった。その抑圧体験の中から見出した私的領域としての〈生命〉に執着するという「障害者エゴイズム」を発露させることによって、重度障害者を罪悪視する論理を——それはあまりにも自明で透明であり、不可視の論理であった——、「健全者エゴイズム」として、その加害性を浮彫りにし、相対化することができるのである。

## 結びにかえて

以上『しのめ』誌を例に、六〇年代における在宅障害者の自己認識の一端を見てきた。それは最も親密な共同体である家族からの抑圧体験への内省が、〈死〉を憧憬・容認してしまう主体性へと転化する力と、〈生〉を肯定・執着する主体性へと転化する力と、そのいずれにも分化し得る葛藤状態にあったとも言えば良いだろうか。六〇年代は在宅障害者にとって、私的領域としての〈生命〉の決定権が、親から分離し始めた混沌とした胎動期であったと言え換えてもよい。七〇年代に花開く障害者運動が、この地平から出発したという点は改めて確認しておきたい。

そしてここで採り上げた横田弘をはじめとして、それらの運動に携った人々は、その混沌状態の中で独自の〈生命〉観を培ってきたのである。これらの〈生命〉観が、優生保護法や胎児チェックといった優生思想への異議申し立てを通じて、いかに変遷・昇華していったのかという問題や、<sup>(25)</sup>更には、具体的にいかなる点が同時代の障害者たちの共感を呼び、世界的にも稀な脳性麻痺者主導の運動へと波及・展開していったのかという問題については、個々の運動家の内面性に寄り添いながら、今後もより深く問われるべき課題として存在しているように思われる。

(1) 例えば近年の文献では、杉野昭博『障害学 理論形成と射程』（東京大学出版会、二〇〇七年、二一九―二七〇頁、特に二二二頁）など。

(2) 「青い芝」に関しては、例えば横塚晃一『母よ！殺すな』すずさわ書店、一九七五年（増補版）一九八一年、

〔復刻版〕二〇〇七年、生活書院、横田弘「炎群——障害者殺しの思想」しののめ叢書一三、一九七四年（増補版）『障害者殺しの思想』JCA出版、一九七九年）を参照のこと。

(3) 障害児の家族、特に母親が〈母性〉を規範化され、結果的に障害児にとって最も加害的な存在とさせられていくことの問題点については、岡村正幸「制度としての愛情——脱家族とは」（安積純子他『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店、一九九〇年、七六—一〇〇頁）、及び要田洋江『障害者差別の社会学』（岩波書店、一九九九年、特に七三—九〇頁）を参照。

(4) 横田弘『ころび草——脳性麻痺者のある共同生活の生成と崩壊——』自立社、一九七五年、二四頁。

(5) 行動綱領の初出は、『あゆみ』『青い芝』神奈川県連合会会報、一九七〇年一〇月二五日、一一号、表紙。

(6) 「人・脈・記」『朝日新聞』二〇〇七年四月二三日、夕刊一面。

(7) なお横田弘の略伝、及び運動と詩作の関連性については、拙論「障害者の自己表現——横田弘の詩と思想——」（『国語と国文学』二〇〇八年二月号、四一—五四頁）を参照のこと。

(8) 同誌創刊の詳細については、「座談会 四十号まで」（『しののめ』四〇号、一九六〇年四月、一一—一八頁）、花田春兆「いくつになつたら歩けるの」（ミネルヴァ書房、一九七四年、一一九—一二三頁〔増補版〕日本図書センター、二〇〇四年）、しののめ編集部『身障30年史——しののめ増刊——』（しののめ発行所、一九七八年、一九—二〇頁）参照。

(9) 「青い芝の会」の変遷については以下の文献を参照した。若林克彦「軌跡 青い芝の会——ある脳性マヒ者運動のあゆみ」私家版、一九八六年。立岩真也「はやく・ゆつくり——自立生活運動の生成と展開」前掲（注(3)）『生の技法』一一六—一二六頁。荒川章二・鈴木雅子「一九七〇年代告発型障害者運動の展開——日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」をめぐる——」（『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学篇）』四七号、一九九七年、一三—三二頁。鈴木雅子「高度経済成長期における脳性マヒ者運動の展開——日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」をめぐる——」（『歴史学研究』七七八号、二〇〇三年、一一—一七頁）。

(10) なお『しののめ』創刊号から七〇号（七〇年十二月）までの詳細については、別冊しののめ『総目次＋執筆

者索引」(しのもめ発行所、荒井裕樹作成、二〇〇八年予定)を参照のこと。

(11) 花田前掲『いくつになつたら歩けるの』一七一頁。

(12) 以上の点については、大谷いづみ「1960—70年代の「安楽死」論と反対論が示唆するもの——「しのもめ」誌と「青い芝の会」による障害者からの異議申し立てを中心に——」(第二回障害学会、自由報告2、二〇〇五年九月一八日、於・関西大学)及び「付・追加資料一覽」を参照した。

(13) 花田前掲『いくつになつたら歩けるの』一六八—一七五頁。また同特集の経緯については、花田春兆・大谷いづみ「安楽死をめぐる往復書簡」(『しのもめ』一〇九号、二〇〇四年、五〇—五四頁)、大谷いづみ前掲報告に詳しい。

(14) 花田前掲『いくつになつたら歩けるの』一六九—一七〇頁。

(15) 「小児マヒと闘う人々」『婦人公論』一九六一年九月号、一一六—一二二頁。

(16) 中島静江「自殺幫助罪は誰が負うのでしょうか?」(白石凡との往復書簡)、『しのもめ』同号、一六一—二二頁。

(17) 市野川容孝「優生思想の系譜」(石川准・長瀬修編『障害学への障害』明石書店、一九九九年、一二七—一五七頁)。また戦後に実現された「民主主義」や「福祉」なるものが、一方で自立し得る個を浮彫りにし、逆説的に優生思想を十全に駆動せしめる契機となることについては、同論文の他、松原洋子「文化国家」の優生法」(『現代思想』一九九七年七月号、八—二二頁)に注目すべき指摘がある。

(18) 『しのもめ』には、親との同居生活を描いた短歌・俳句・随筆・評論が幾つも散見できるのだが、中でも六一号(一九六七年六月)の「特集・家族」は極めて興味深い。同特集には二名の同人が寄稿しているが、親と同居する精神的苦痛を主題としたものが多く、中には親への憤懣を率直にぶつけるものなども見られる。

(19) 正木自身『しのもめ』において、自己を受け入れてくれる「異性の友人」の存在と非寛容的な父親との確執を、しばしば随筆の主題としている(五四号、六四年一〇月、二二—三〇頁。五五号、六五年一月、三七—四三頁)。

(20) 例えば評論家の中島虎彦(頸椎損傷)は、「親を含めた——引用者」介護者に生殺与奪を握られてプライバ

シーなどないにひとしかつた重度障害者たちは、秘密をもつことから自立が始まるのである」と、内面の私的領域の獲得が自立の第一歩であると述べている（『障害者の文学』明石書店、一九九七年、六三頁）。事実「青い芝」に限らず、自立生活を試みた障害者たちの中には、親に抑圧されない私的欲求の充足、特に性欲の充足を一つの重要な動機としてきた人々がいるのである。この点に関しては倉本智明編『セクシュアリティの障害学』（明石書店、二〇〇五年）収録の諸論文、特に土屋葉「父親の出番」再考——障害をもつ子どもの性をめぐる問題構成」二三〇—二六七頁（特に二四八—二五一頁）、及び土屋葉「障害者家族を生きる」勁草書房、二〇〇二年、一九七—一九八頁参照。また横田弘も、親からの自立を性という私的欲求の充足と関連付けて繰返し論じている（前掲『ころび草』、及び「セックス・愛・結婚への試論」『福祉労働』一二号、一九八一年九月号、四五—五一頁。及び前掲拙論を参照）。

- (21) 「マハ・ラバ村」に関しては、以下の文献を参照した。横田弘前掲『ころび草』。小山正義「いきさま ある脳性マヒ障害者の半生」JCA出版、一九八一年。岡村青「脳性マヒ者と生きる 大仏空の生涯」三一書房、一九八八年。

- (22) 「マハ・ラバ村」五戒については、横田前掲『ころび草』一〇二—一〇八頁参照。

- (23) 例えば、横田弘は「マハ・ラバ村」での体験として、仲間へのあてつけのために、まるで「ママゴトか他人のこともあるかのように」自殺を試みようとした女性と、それを教唆した男性のエピソードを紹介している（前掲『ころび草』九五—九九頁）。

- (24) 横田前掲『障害者殺しの思想』一二〇頁。

- (25) 「青い芝」の問題提起がウーマン・リブと関連しながら、この後の生命を巡る議論にも重大な影響を与えたという点については、森岡正博『生命学に何ができるか 脳死・フェミニズム・優生思想』（勁草書房、二〇〇一年、特に二八七頁）、田間泰子『母性愛という制度 子殺しと中絶のポリテクス』（勁草書房、二〇〇一年、特に一三五—一三六頁）に興味深い指摘がある。



(あらい・ゆうき  
東京大学人文社会系研究科博士課程)

---

# To demand euthanasia under the influence of families: The sense of life held by people with disabilities in the 1960s

Yuki Arai

---

Families, especially parents, have been important supporters for people with disabilities in Japanese society. However, it is a fact that some people with disabilities have found it quite distressing to live with their families. In fact, people with disabilities asserted that they needed to break out of not only institutions but also families in the movement for independent living in the 1970s.

In this paper, I clarify the following points. First, how people with disabilities verbalize their mental anguishes caused by living with their families. Second, what examples of oppression by their families can be found in their linguistic expressions.

For that purpose, I am going to examine the magazine *Shinonome* published by people with disabilities, mainly those with cerebral palsy, in May 1947. *Shinonome* is a literary magazine that is mainly read by people with disabilities living at home from in the late 1950s to the early 1970s. *Shinonome* is precious instrument for it gave the chance for people with disabilities who were isolated in their homes to unite, and the courage to explain their suppressed emotions about their oppressive families to their companions.

The Shinonome organization is famous for fostering some members of the Japan Cerebral Palsy Society Aoishibanokai which exerted a big influence on the movement for independent living in the 1970s. YOKOTA Hiroshi, the leader of Kanagawa – Aoishibanokai, was one of the members of Shinonome.

I reference a special issue of *Shinonome* The Issue of Euthanasia(N47, 1962). It is interesting that people with disabilities argued about whether it

was right or wrong to euthanize a severely disabled person. In voices from members of Shinonome who had disabilities themselves, there were some opinions in favor of euthanasia. Properly speaking, they tried to prove that they were human who had self-respect by supporting the right to euthanasia.

Behind this background, there were problems with families, treating their disabled family members at home as non-independent persons, and sometimes neglecting them. In that family environment, the members of Shinonome showed mixed feelings. Rebellious emotions against their oppressive families, who neglected their human dignity, did not lead to self-affirmation but to displaying their pride of self-initiative through self-denying.

It is important that supporting the right to euthanasia was one way to display self-initiative. I consider whether such display of self-initiative can be a way of living with true dignity or not.